

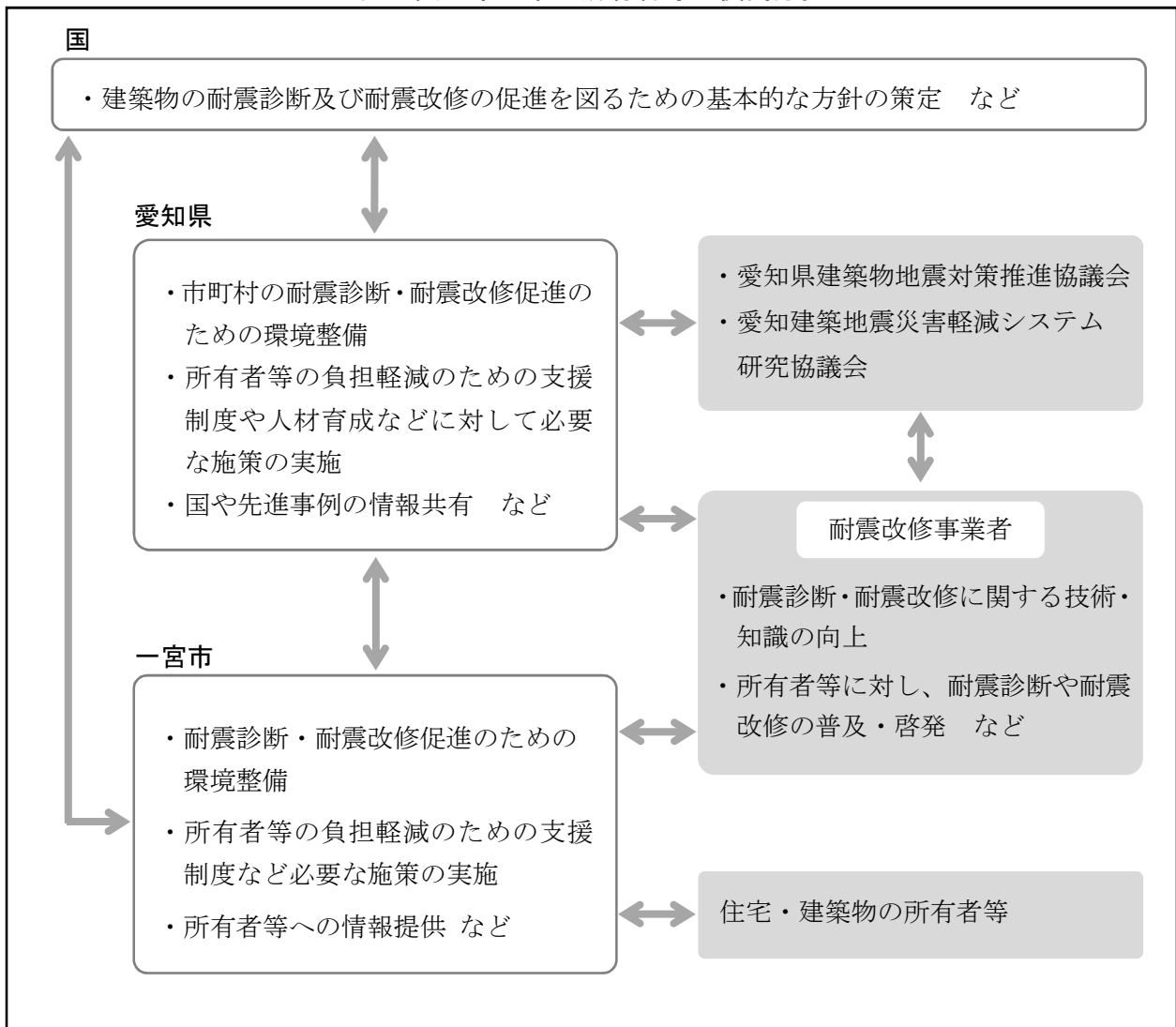
## 第3章 耐震化・減災化促進の基本的な方策

### 3-1 耐震化・減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化・減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国・県・市は、本計画で示している耐震化・減災化の目標を実現するため、こうした所有者等の取組をできる限り支援します。また、これまで以上に耐震化・減災化を確実に実行していくという観点から、所有者等にとって耐震化・減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度を構築するなど、耐震化・減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

図 国・県・市・所有者等の役割分担



## 3-2 促進体制

### 1. 耐震化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

#### (1) 愛知県との連携

本市は、耐震改修を促進していくために必要な場合に、法に基づき、所管行政庁として指導・助言、指示、公表を行います。さらに必要な場合には、建築基準法に基づき、特定行政庁として勧告・命令を行います。

指導・助言等の際には、一部の者が市の内外にわたり複数の特定既存耐震不適合建築物を所有する場合などもあることから、関連する所管行政庁等と連携した指導等を行うことが望まれる場合があります。本市では、愛知県の耐震化ワーキンググループ等に参加しており、今後も愛知県との連絡・協議体制のもとで指導等を行います。

#### (2) 協議会の取組の拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、本市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会をはじめ11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」といいます。）が設置されています。

また、愛知県及び名古屋市の建設部局・防災部局、並びに外郭団体が推進する災害軽減施策を実効性あるものとするために、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学（以下「3国立大学法人」といいます。）の建築構造を専門とする教員が、法人化による組織の機動性を生かし、関連組織が互いに連携し、広く構造工学としての視点から取り組む「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」（以下「減災協議会」といいます。）

（27 ページ参照）が設置されており、関連組織の実験施設を効率的、有機的に活用できる統合型実験システムを構築し、地震減災対策を早急に実施しようとして取り組んでいます。

本市では、愛知県発行のリーフレットなどを用いて推進協議会で認定された技術を窓口で市民に伝えたり、耐震診断員に新たな改修方法を広報しています。

今後も、愛知県と連携し、推進協議会及び減災協議会を拡充させ、耐震化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対する普及・啓発活動や、専門家の育成等を一層推進します。

### ① リーフレット・市ウェブサイト等による情報提供

本市では、木造住宅の無料耐震診断の周知や耐震化を呼びかけるリーフレットを配布するとともに、住宅・建築物の耐震化に関する情報を市ウェブサイトでも提供しています。

今後、さらに耐震化についての普及・啓発を図ります。

### ② 関連技術者等の資質の向上

推進協議会では、耐震改修に積極的な事業者で会員団体に所属している事業者を「あいち耐震改修推進事業者」として養成しています。

また、減災協議会では、評価・開発された「低コスト耐震補強工法」について、積極的に活用できる設計者や施工者を養成するために、工法の説明会や耐震診断・改修設計の研修会、改修工事の実務講習会等を実施しています。

本市は、こうした推進協議会・減災協議会と連携し、関連技術者等の技術や知識の維持・向上に努めます。

## 2. 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

本市では、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、開庁時間に常時相談に応じています。また、NPO等による相談会の開催も行っています。

また、愛知県及び関係団体と協働して市内で開催される研修等において、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、相談窓口を充実します。

### 3-3 関連する安全対策

#### 1. 住宅の全壊防止対策

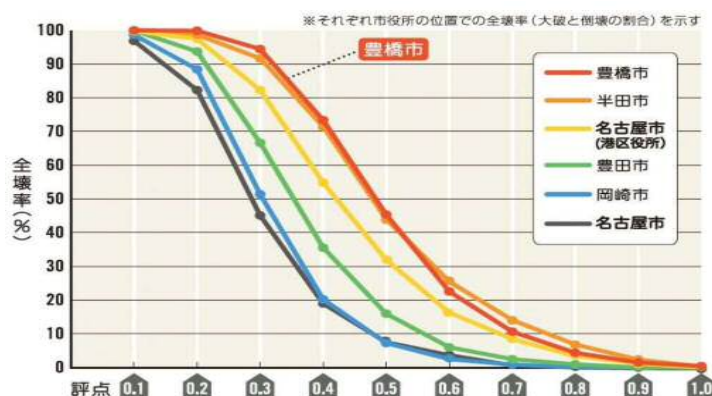
耐震改修が進まない原因の一つとして、費用や工期の面で一度に耐震診断の判定値を1.0以上にすると耐震改修が困難なことが挙げられます。また、耐震診断の判定値が低いものほど、耐震改修されない傾向もみられます。

一方で、既往の研究により、判定値0.7以上に耐震改修すれば、住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることが分かっています。

そのため、これまでのような判定値1.0以上にすると耐震改修だけでなく、判定値0.7以上にすると簡易耐震改修についても、様々な広報手段・機会を通じて周知を図り、対策を促進します。

図 東海地震と東南海地震が同時に発生したときの建築物の全壊率と耐震診断判定値（評点）の関係

判定値 (上部構造評点)	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上 1.0未満	倒壊の可能性がある
0.7未満	倒壊の可能性が高い



出典：愛知県建築物耐震改修促進計画ーあいち建築減災プラン2030ー

#### 2. ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたす恐れがあります。

本市では、市ウェブサイト等によるブロック塀の安全確認に関する啓発や主要な通学路に面している危険なブロック塀の所有者に対して指導等を行うなど、安全対策の重要性について周知しています。

今後も引き続き、ブロック塀の安全対策に関する周知活動等を実施します。

### 3. 非構造部材の落下防止対策

窓ガラスや看板、建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。本市では、住民への周知及び必要に応じて所有者に改善の啓発を図っています。

今後も引き続き、非構造部材の落下防止対策を促進します。

なお、平成 26 年 4 月 1 日から天井の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

### 4. エレベーターの安全対策

近年、地震時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。

本市では、これらの被害を避けるため、防災査察時に安全装置の設置等について所有者又は管理者に周知を行っています。

今後も引き続き、安全装置の設置を促進します。

なお、平成 26 年 4 月 1 日からエレベーター・エスカレーター等の脱落防止措置について、建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

### 5. 家具の転倒防止対策

地震時において、建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止対策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。本市では、家具の転倒防止に関する知識について、耐震診断実施の場合に所有者にアドバイスを行っています。

今後も引き続き、家具の転倒防止対策に関する周知等を実施します。

### 6. 耐震性の維持

新耐震の住宅・建築物であっても、年数を経れば、耐震性は劣化していきます。熊本地震においては、新耐震基準の導入以降の木造住宅であっても、接合部の仕様が不十分であった住宅に倒壊がみられました。このため、耐震性を有するとされる住宅についても、定期的な点検の実施を推奨します。

国は、接合部の仕様の明確化が規定された平成 12 年の建築基準法改正以前に建築された木造住宅に対する耐震性を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を示すとともに、リフォーム等の機会をとらえ、接合部等の状況を確認することを推奨しています。本市は、愛知県と連携し、この検証法の周知等を行います。